

友子同盟・労働組合と労働者保護

— 煙毒・塵肺を中心として —

三 浦 豊 彦

中野操先生の葉書

先に『中野操先生傘寿記念誌』^(一)と本誌の「医史学と私」^(二)のなかで、私が医史学に興味を持った第二次大戦直後に、中野先生から親切な教示を受けたことを書いた。最近、一枚の中野先生の葉書が見つかった。五円の葉書で昭和二十七年（一九五二）十月十日の消印がある。私が神田の古書店で見つけた辻恕介訳の『扶氏長生法』（慶応三年（一八六七）刊）に關連したことが書いてある。中野先生の追悼号なので少し長いが引用してみる。

「辻恕介の長生法は貴重な収獲と思います。藤浪先生の『日本衛生史』でその名を知り、藤浪ケンケン斎文庫が全部今は当地武長俵の所有になっていてその図書館に納っていますので『衛生学を拓いた人々』を書いたときに、その図書館に行つて調べたのですが整理中でゴッタ返しの中に混入していて遂に見られなかったもので、どんな内容か分らず書くのは危いと思つて敬遠してしまつたのです。ケンケン斎文庫目録を見るとそれは刊本で木活になっていきますね。医事新報誌上で御紹介下さるのも大変結構です。又杏林温故会の機関誌医譚を年内に復刊しようと思つています。この方にも四百字詰十枚、十五枚程度の玉稿ぜひお送り下さい。お願いいたします。別便で終戦後の私達の働きを覚書にした会報お送り申す。

中野 操

私の労働衛生史、社会衛生史の研究は、こうした時期に始まったのであった。

本論文では、徳川時代からの友子同盟と明治以後の労働組合が労働者保護、ことに塵肺者保護にどんな役割をはたしたかをとりあげてみたい。

友子同盟とは

友子同盟(トキョ)とは何か、大正九年(一九二〇)に農商務省鉱山局(四)の行った『友子同盟ニ関スル調査』をみると次のように書いてある。

「徳川時代ヨリ一般坑夫間ニ行ハルル慣習ニヨレハ坑夫トナルニハ一定ノ形式ニ從ヒテ取り立テラルルヲ要シ、取立テヲ受ケタル坑夫ハ之ヲ友子ト称シ、全国ノ友子ハ一団ヲナシ友誼ヲ重ンジ互ニ災害ヲ共済スルモノトス之ヲ坑夫ノ交際ト云ヒカカル坑夫ノ団体ヲ友子同盟ト云フ」

また松島(五)はその『労働社会学序説』の中で友子を次のように定義している。

「彼等の仕事は坑内作業に重点が置かれる本質上極めて危険で、常に落盤、陥没等の不安に脅かされなければならぬ。又地下何千尺の穴のなかで、太陽の光も見ることなく、鉱塵や有毒ガスと戦いながら作業を進めるのであるから職業病にも冒されやすく…(中略)…かく不安定な生活を強いられた鉱山労働者にとって、そこに何らかの救済組織が要請せられるのは当然で、『友子』はそもそもかかる要請に答へんとして生れたものである。それ故それは鉱山労働者の間に持たれた一種の自助的救済組織であると定義することができよう。」

つまり、友子は鉱夫の災害や疾病に対する救済組織であり、しかも彼等の間に生まれ、育ったものといつてよい。従つて、官制によるものでもない、経営がこれに関係したわけでもないで、その記録は消滅したものが多く、あったとしても古い伝承をうけた文書で、徳川期のものも、明治、大正時代のものもあまり変化がない。これも一つの特徴である。

坑夫権利由来記

一 全始権利下賜其由来、皇
 御、人皇曰九代御世成天皇
 七御年世乱、麻比、則、其
 徳川家康公合戦、神功力
 其功力、權利下賜也
 一 則慶長拾五年大坂陣東
 大合戦始末、名譽、侍、
 事、代、寺、權、祖、也
 一 昔丹波州有慶野日蔭塚、
 山也、云、祈、屋、山、有、此、山、
 世、珍、之、金、山、也、然、祈、大、坂、
 東、臣、家、臣、真、田、幸、村、等、
 人、其、先、祖、等、之、事、由、其、
 人、其、先、祖、等、之、事、由、其、
 人、其、先、祖、等、之、事、由、其、

図1 坑夫権利由来記の冒頭の一例

友子の発生についての伝承として古くから伝えられているのは、合戦の時に徳川家康に助力したので家康によって坑夫は野武士に取立てられ、たがいに信義を重んじ不時の災害の時には助け合いの約を固くし友子の盟約を結んだというのである。

普通、友子として認められるためには「取立」という儀式が行われる。この取立は非常に厳重な儀式で、格式、形式を極めて重んじていたようで、後年には会社の経営者も出席した程である。友子に取立てられると、「坑夫権利由来記」と「鉱山及出世心得」などを持つことになった。

「坑夫権利由来記」には「金堀り権利下賜其由来ヲ尋ネルニ抑々人皇第百九代御陽成天皇ノ御宇世乱レ麻ノ如シ則幕府徳川家康公合戦ノ砌り助力セシ其功ルトシテ権利下賜セシモノ也」と書き出している。図1の由来記は大正八年（一九一九）に書写されたもので、北海道鴻舞金山に残っていた。そしてその由来記の末尾に「慶長拾六年五月拾六日御公儀様へ届出テ全テ金堀師ハ野武士ニ取立テラレシ者也 依テ右権利者トス爾来維新後明治ト改元全テ廃藩置県令下賜成テ金堀ノ二字ヲ廃シ鉱業条令発布相成リシモノ也」とある。もちろん末尾の文は明治から大正にかけて書き加えられたものであることはいうまでもない。

書き写している間に、違った文言になったりしたものも残っている。友子の「心得」は末尾が新しく加入した者を紹介する文章になっている。つまり本人にわたされたと同文のものが全国の鉱山に廻状されて友子の仲間として紹介されるのである。

このようにして取り立てられた友子は三年三月十日の奉公を親分に対してはたすわけである。この期間は技術の修業期

間で他の鉱山に移ることの自由なども制限されていた。この新参者は親分の家の雑事にも追いまわされたわけである。この三年三月十日の新大工（坑夫）の期間が終ると、はじめて普通会员としての取扱いを受けることができる。これを中老とよび、親分または兄分として子分や弟分をもつ権利が出来たのである。しかし中老といっても友子集団の運営にはほとんどかかわることがなく、諸行事の執行は中老から互選された二、三の「大番当」と「箱元」が行った。「箱元」というのは友子の運営に必要な山中規約、人名簿、山中記録、交際金受取簿等の諸帳簿や、取立に必要な掛軸、自山で取立てた過去の取立免状、硯、算盤その他雑品をいれた箱の管理をしたのでこの名称がうまれたとい^(五)う。

徳川時代には「山例五十三条」とか「諸国金銀山定法」とかいうものがあり、山師、金掘師は野武士の格があり、諸国の関所は石を見せるだけで通行できるともかか^(六)れている。

徳川時代に家康の名前が出ているような、こうした文書の所持が許されていたこと自身は、むしろ幕府としても有利なことだったのであろう。当時であっても山師、金掘師の仕事は危険で非衛生であったので、ある時期には坑夫が不足することもあった。こうした職業にひきつけておくためにも金掘師を野武士にしたり、関所の往来をゆるやかにしたりしたことは山師の優遇策であったのであろう。

友子同盟による傷病の救済

^(六)南は友子制度は大体明治前期で消滅したと書いているが、これは間違いであって、むしろ明治以降の鉱山労働者の増大は友子制度を発展させたとい^(七)ってよい。そして金属山、硫黄山から炭坑、土建の飯場にまでひろがったのである。今は廃山となっている常磐炭鉱でも友子同盟が存在し、前記した資料と同様の『坑夫権利由来記』を見たことがある。

徳川時代の友子は金属山に存在していたのであるが、傷病の救済がどの程度行われていたのか、記録も見つか^(八)らないのでわからないが、食器類をはじめいろいろな物品を共用で準備し、冠婚葬祭には構成員の要求に応じて無償で貸し出すこ

表 1 規約からみた友子の共済の 1 例
(神岡鉱山同盟坑夫規約, 同施行細則により三浦作表)

明治44年—大正 8 年		大正 8 年—大正15年 5 月末日	
就 業 中 即 死	金 8 円	金 8 円	
病 気 急 死	6 円	6 円 (5 日以内に死亡) 6 日以上15日までに死亡した場合は初回見舞金をそえ 3 円	
香料(交際者に限る)	2 円	2 円	
家 族 香 料	1 円	1 円 (交際者妻)	
子 供 香 料	50 銭	50 銭 (3 歳以上14歳まで)	
就 業 中 負 傷 で 休 業 71 日 以上 100 日 まで	金 5 円 (7 円)*	3 円 (病気, 負傷で休養71日以上)	
就 業 中 負 傷 で 休 業 41 日 以上	2 円 50 銭 (3 円)	2 円 (" 45 日 以上)	
就 業 中 負 傷 で 休 業 21 日 以上	1 円 50 銭 (2 円)	1 円 50 銭 (" 30 日 以上)	
病 気 休 業 71 日 以上 100 日 まで	金 4 円 (6 円)	1 円 (" 15 日 以上)	
病 気 休 業 41 日 以上	2 円 (2 円 50 銭)		
病 気 休 業 21 日 以上	1 円 (1 円 50 銭)		

() 内数字は規約施行細則

*100 日以上は奉願帳並に寄附帳を願出ることが出来た

と、退山者への饞別、火災見舞などは古くから行われていたにちがいない。
大正期に鉱山監督官であった南は次のように書いている。
「つぎに金属山における坑夫住宅は、おそらく、わずかに雨露をしのぐ程度のものであったらうことは、筆者が知るかぎりにおいて、東北の鉱山地帯のそれが薄暗い、曇のかわりに蓆が敷かれた一戸一部屋の数戸からなる長屋であったことからおして想像するにたかくない。このみじめな部屋に半臥位に氣息奄奄憔悴しきった『よろけ』の患者を見出すことは悲惨そのものであった」
ここでいう「よろけ」は徳川時代から明治初年の「煙毒」、最近の「珪肺」「塵肺」であり坑内の粉塵で発生する肺の病気で、病気が進行すると心肺機能の低下で、歩くと呼吸困難でよろけするといふので「よろけ」という言葉が生まれたのであろう。現在でも「よろけ」患者は登るのが困難というので旧鉱山の坂のなかに「よろけ坂」という名称が残って

いるところがある。(七九) 私は「煙毒・塵肺の歴史」について先に書いたのでくわしいことはここでは省略する。

もちろん鉦炭山では災害による死亡や負傷が多かったし、金属鉦山の珪肺(珪酸 SiO_2)によっておこった塵肺(一〇)が正式に業務上疾病と認められたのは昭和五年(一九三〇)のことで、それまでは一般の病氣、多くは結核として取扱われていた。

明治以降になると傷病についての救済の資料がかなり残っている。ここでは、神岡鉦山に勤務していた水瀬清二郎(一〇)という人が自費出版した『坑夫』という単行本にある神岡鉦山同盟坑夫規約からみた傷病などの、事故の発生した時の救済額をみると表1のようであった。明治四十四年(一九一一)から大正八年(一九一九)までの救済額と大正八年(一九一九)から大正十五年(一九二六)の額がほとんど変わっていないのである。

大正初年の坑夫の日給は一円以下だったから即死で八日分程度の金が出されたことになる。ところが、大正八年(一九一九)以後は賃金は次第に上昇し、神岡鉦山でも日給二円前後になっていたので、即死でも四日分になり、ちょうど大正初年の半分程度の見舞いということになる。

つまり大正の後半になると、友子同盟による救済はそれ程役立たなくなり、半面、国家の社会補償や会社の扶助救恤についての制度が少しずつ進行していきつつあったのである。

このような救済で安定したとも思われないうし、その鉦山だけの限られた人員では救済もじゅうぶんでなくあまりに負担が重いので、全国の友子同盟によびかけ、重症者の救済のために「奉願帳」又は「寄付帳」を与え、全国的に友子の仲間同志が共同で救済しようとする制度が発達した。このうち奉願帳というのの一生の不具者で労働能力を失ったものに、また寄付帳は全治の見込みはあるが長期にわたる傷病者に期限を限って与えられたものであるという。つまり、これらをもって歩けば各鉦山の友子の交際所で一宿一飯の恩義をうけ、若干の寄付金を与えられ、これによって一生涯の生活が保証される仕組みになっていた(五五)。ただし、この「奉願帳」や「寄付帳」は全国の友子に大きな負担を及ぼすことになる

ので、これの発行は簡単に許されず、必ず大集会にかけ総員の認可、他山の友子の立会を要したということである。だから大鉱山でもこれらの下付は年に二、三人に限られていた。

奉願帳、寄付帳のような全国鉱山を一丸とした共同の救済に対しての付合はかなりの額になり、次第に困難になった。^(二)大山は次の挿話を書いている。

「奉願帳持参者に対して瀕死の者が来山する時には、当山にて本人が死亡するを惧れて―その葬式は、一切当箱元の負担となる故―惶惶としてその子分友子に病人（奉願帳持）を担がせて隣山に送致する。先方に送り届ける途中において死亡する時は皆送方箱元の責任となる故、隣山箱元につくや否や、殆んどこれを放置する程の滑稽を演じたることである。」

塵肺で瀕死の者がこんなあつかいを受けた時のことを考えるとあまりにも悲惨な感がする。

ただし、鉱炭山は辺境の地にあるものが多く、明治中期以後、大、中鉱山では診療所や病院を設備したし、明治三十八年（一九〇五）制定の鉱業法の改正、大正五年（一九一六）制定の鉱夫労役扶助規則、大正十一年（一九二二）公布の健康保険法などの制定、それに各会社の扶助救恤制度や、共済会などの設定は友子のような制度の必要性を次第に減少させていった。

さらに友子に打撃を与えたのは日中戦争から第二次世界大戦の勃発であって、半島出身者の強制移入や、主食配給制度の実施は友子の団結を弱め、米中心の救済が不可能となり、非常な勢いで進行したインフレーションの前に、次第に弱体化し、第二次大戦中または戦後に各鉱山の友子同盟の活動を中止したのである。

労働組合と社会衛生叢書「ヨロケ」

日本の労働組合は明治二十七、八年（一八九四、五）の日清戦争後の資本主義の急速な発達と過酷な労働の広がりにな

かで発生し、労働者は自主的な組織をつくり、団結をはじめた。明治三十年（一八九七）には職工義勇会が母体となって労働組合期成会を結成、次第に職種別労働組合が生まれてきた。日本の産業革命は、明治八年（一八七五）～三十三年（一九〇〇）頃に離陸したとされているから、産業革命と並行して労働組合が形成されてきたと考えてよい。同時に、この頃、近代的な意味の塵肺関係の学術論文^{（七）}が日本でも発表されはじめるのである。政府は労働組合組織の拡大や運動の発展をおそれ、明治三十三年（一九〇〇）には政社および集会法を廃止し治安警察法を公布した。このために組合は解体状態におちいった。

大正時代になって、第一次世界大戦とロシア革命、ヨーロッパ各国のゼネラルストライキや革命闘争の波が日本にも及び、大正元年（一九一二）に結成された友愛会は労働者の結集母体となつて、日本労働組合総同盟が発足し、さらに、産別労働組合が多く結成されはじめた。そして大正九年（一九二〇）には日本の第一回メーデーを成功させ、大正十一年（一九二二）には日本共産党が結成された。こうした情勢のなかで政府は大正十四年（一九二五）に治安維持法を公布し、労働組合運動や学生運動をきびしく取り締まり、以後十五年戦争下で労働組合は弾圧解散させられていくのである。「人類の解放と現代日本の合理的改造」を綱領として大正七年（一九一八）に東京帝大の学生を中心に結成され、昭和のはじめまで日本の学生運動の中心となつた進歩的学生団体であつた新人会は大正十四年（一九二五）四月に、その外郭組織に「社会医学研究会」を組織した。医学生の小宮義孝（故人、元国立予防衛生研究所長）、曾田長宗（故人、元公衆衛生院長）、勝木新次（故人、元労働科学研究所長）、近藤忠雄（故人）の四人の新人会々員が中心に「社会医学研究会」ができたのである。

この研究会での学生達の勉強結果が『医療の社会化』^{（八）}〔大正十五年（一九二六）刊〕として出版された。執筆は学生の勝木新次と曾田長宗である。

大正十三年（一九二四）八月、内務省社会局から『坑夫ヨーロッパ病及ワイル氏病ニ関スル調査』^{（九）}が出版されている。仙台

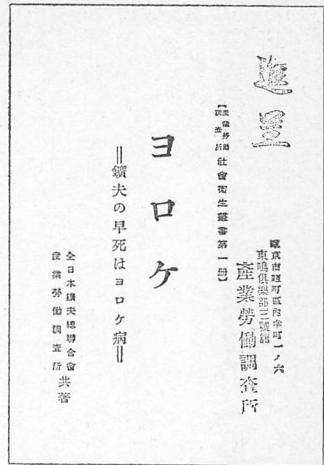


図 2 『ヨロケ』表紙
 [大正14年(1925)刊, 労働科学研究所図書館蔵]

鉱務署の鉱務技師原田彦輔が管内八鉱山と管外の足尾、生野、明延、別子の四大鉱山の「ヨロケ病」を調査研究したものの、「ワイル氏病」の方は福岡鉱務署の松下正信技師の調査研究をまとめたものであるが、内容は別に紹介したのでここでは省略する。^(一四)

上記の内務省社会局^(一三)の調査報告は官製のものであるが、その翌年の大正十四年(一九二五)に労働組合の關係した社会衛生叢書第一冊『ヨロケ病』^(一五)が刊行され

た。このパンフレットは縦一八七ミリ、横一三〇ミリ、つまりB六判程度で三四頁のものであって、図2はこの表紙である。

全日本鉱夫総連合会と産業労働調査所の共著であるが、この全日本鉱夫総連合会というのは、大正八年(一九一九)の足尾銅山争議で痛手をうけて、分裂状態になっていた大日本鉱山労働同盟会の再建をはかるために、大正九年(一九二〇)九月一日、全国坑夫組合、大日本鉱山労働同盟会、それに友愛会鉱山部によって鉱夫総連合設立準備会がもたれ、十月二十日に三組合が合同して「全日本鉱夫総連合会」が結成されたのであった。

一方、「産業労働調査所」は大正十三年(一九二四)三月一日の設立で、野坂参三(現・参三、前日本共産党委員長)が主催していた調査所である。野坂参三は出身は慶応大学であったが、新人会の会員でもあった。

産業労働調査所と全日本鉱夫総連合会は東京内幸町の東鳴俱樂部三号館にあり、全日本鉱夫総連合会には役員として加藤十(戦後芦田内閣の労相)が常勤していた。当時の若い労働運動指導者であった加藤と野坂は職業病の「ヨロケ」を重視し、まだ業務上疾病と認められていなかった時期に、調査を新人会の学生小宮義孝(四年生)に依頼し、小宮は曾田

長宗（三年生）を同行し大正十三年（一九二四）の夏休みに足尾銅山を調査し、その結果を小宮学生がとりまとめたのが、このパンフレットであった。^{（二六）}

「ヨロケ」の死亡率については次のように書いている。

「一、体鉦夫はヨロケ病の爲めにどの位死ぬかといふのに、それは死亡率と云ふものを見ればすぐ分る。今ヨロケの死亡率を見ると、実にヨロケ死亡者は死亡者全体に対して約四割、肺結核を入れて五割強を示してゐるのである。（これは最近十年間の鉦夫の死亡者に就て、多くの金属山についての学者の調べである。）：（中略）：又最近学者が足尾銅山で調べたところに依ると、やっぱり同じ様に大多数のヨロケ死亡者のあることを示してゐる。慢性呼吸器病、即ちヨロケ死亡者は、前同様全死亡者百人中約四十人、その中鉦夫と云ふ診断を下されたもの実に二十四人に達してゐる。（足尾では、会社側では、ヨロケ患者は成るべく生存中に何とか理屈をつけて解雇する方針を取つてゐる！（原文のまま）」このパンフレットでは「ヨロケ」の肺の顕微鏡所見も示している。

さて、足尾鉦山では坑内作業のため死亡人数が影響を受けるのは大体三十歳以上である。三十未満では女と男の死亡人数の割合は差がない。ところが三十歳以上では、女の死亡者に対して男は約六倍半の多きに達している。即ち、三十歳以上の男の死亡者十三人中、十一人までは坑内作業の影響のために死んでゐる。つまり職業病で死んでゐるとも書いている。

このパンフレットでは最後に雇主、会社側に対してヨロケ病の予防と保護について要求し、さらに政府に対しては次のような要求項目をあげている。一、業務上の疾病、即ち職業病の認定、並びにこれに対する療養、保護の鉦業者への強制、二、最高労働時間の決定、三、最低賃金の決定、四、衛生監督官の設置。いずれも適切な要求であつたといえる。

そして、昭和五年（一九三〇）になつてやつと鉦山の珪肺が業務上疾病と認定されることになるのであるが、やがて日中戦争、第二次世界大戦を迎へることとなり、労働組合は解散、大日本産業報国会に吸収されるし、戦時下で女子の坑内労働や、就業時間の制限や危険有害業務への就業禁止事項はなくなり、労働者保護対策は、敗戦の前年には事実上全く崩

壊するに至ったのである。

戦後、芦田内閣の労相となった前述の加藤勘十は珪肺を重視し、後に珪肺労災病院となる「けい肺療養所」の開設を大臣折衝で認めさせたのは戦後の昭和二十三年（一九四八）のことである。

労働組合と珪肺法の成立

戦後、食糧事情がいよいよきびしくなると、全国各地で「米よこせ」の食糧メーデーが行われた。昭和二十一年（一九四六）六月八日に、足尾銅山のある足尾町の鉱業所前広場で「鉱山復興町民大会」が開かれた。大会に参加したのは足尾銅山労組の同盟会を中心に協進会、国鉄、教員などの労働組合、足尾鉱業所、足尾製作所の会社幹部、町当局、町民有志、主婦ら約五千人に達した。これも「米よこせ」の町民大会だった。県の食糧課長が米の特配を約束したから、目的を達したことになる。これに次いで緊急動議で足尾銅山労働組合員だった蘇原松次郎（後、第七期の組合委員長）がたつて「鉱山を復興させるには第一にヨロケのない職場を作る必要がある。第二に罹患者や家族に対して、完全な国家保証が実施されなければならない。そして全労働者が安心して力一ぱい働くことの出来る社会を作ることが、敗戦日本の再建への最も近道だ」という意味のことを述べた。この珪肺予防や保証の要求はこの町民大会の決議となり、日本ニュースで「明るみに出たけい肺病」として広く日本全国に報道された。

当時のことを私は昭和四十一年（一九六六）と昭和五十九年（一九八四）の二回蘇原と対談して聞き書きをしている。^{（一七、一八）}蘇原は足尾銅山では坑外で働いていたが、戦前から坑内の珪肺患者の気の毒な状態を知っていて、アピールしたのだった。当時の足尾銅山には罹患者が多く、昭和二十二年（一九四七）から三十二年（一九五七）九月までの珪肺患者は二一六人で、うち五八人が死亡するという有様で、放置できなかったわけで、足尾町民大会の翌年、昭和二十二年（一九四七）には足尾銅山労働組合が労働科学研究所の暉峻義等所長を招いて「けい肺問題講習会」を開いている。^{（一九）}

鉱山の珪肺問題の重要性を知って、戦後、最初に珪肺対策樹立の協議を呼びかけたのが暉峻労研所長であった。昭和二十三年（一九四八）一月、暉峻は、金属鉱山経営者連盟加盟鉱山、金属鉱山労働組合本部、金属鉱山復興会議にあてて、珪肺対策樹立のための懇談的協議を呼びかけた。そして珪肺対策準備委員会が結成されている。これらの事情は『労働科学』誌、第二四巻、第四・五号の「珪肺特集号」^(二〇)に記録されている。

やがて珪肺対策準備委員会は「金属鉱山復興会議珪肺対策委員会」に発展していく。

蘇原とともに労働組合の代表として活動した一人に能見修がいる。能見はけい肺法研究会編の『けい肺法の解説』^(二一)のなかで「けい肺法成立に至るわれらの苦闘」を記述して、当時の労組の運動を伝えている。

昭和二十三年（一九四八）に金属鉱山復興会議に珪肺対策委員会が発足し、この委員会から提出された建議案に基づいて金属鉱山復興会議議長の名前で松岡駒吉衆議院議長と松平恒雄参議院議長あて「鉱山労働者珪肺対策に関する建議」が行われた。要望したのは鉱山労働者のけい肺に関する特別法の制定であった。

昭和二十二年（一九四七）に、当時代表的な鉱山だった足尾銅山の労働組合と日本鉱業協の日立鉱山の労働組合が中心になり、商工省にあった全国金属鉱山名簿をたよりに、各鉱山労組に呼びかけて二月に全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）が結成された。当初、金属鉱山復興会議を母体として進められてきた珪肺対策樹立の運動は、鉱山復興会議が解散したので、全鉱連が中心になることになった。蘇原は一時全鉱連の書記長をやっているし、能見は中央執行委員をやっている。二人はもっぱら初期の珪肺対策、珪肺法制定に活動したのである。

昭和二十六年（一九五二）に全鉱連は、炭労、全窯連その他の関係組合と共同を組んで本格的に「けい肺特別法」制定について国会議員に働きかけ、衆参両院の保守、革新議員八五人の賛成を得て、国会内に労働組合を含むけい肺対策委員会を設置している。

昭和二十七年（一九五二）の第十二回国会に対して関係労働組合の連名で、「けい肺特別法」制定の請願書を衆参両院議

けい肺保護

(法律改正の経緯と将来)

阿具根 基 著

日本炭鉱労働組合

図 3 『けい肺保護』表紙
〔昭和33年(1958), 日本炭鉱労働組合刊〕

長に提出し、院内での陳情運動をはじめた。衆議院労働委員会は「けい肺対策小委員会」を正式機関として設置することとなり、引き続き参議院労働委員会でも請願を採択して、両院で立法の結論を見出すための調査研究をすることとなった。

ところが、参議院改選などがあり、立法は遅々として進まなくなつた。

船、全建総連などの組合の連合体と、その他八単産による「労組けい肺対策委員会」が結成され運動が一層盛んとなつた。しかし日経連関係の経営者は国会に対し積極的な阻止運動をはじめたし、通産省はけい肺予防関係の所管問題を理由に反対の動きを示し、立法は足踏状態になつた。^(三二)

経営者の反対については、私は水津利輔(元日本鉄鋼連盟常務理事)と畑昇(元八幡製鉄病院副院長)と鼎談した時、水津が研究者や労組のけい肺立法の積極論を抑えて三年間立法にブレーキをかけたと言っていたのを思い出す。

昭和三十年(一九五五)二月に総選挙があり、労働組合のけい肺対策委員会は、けい肺法成立についてアンケートを送り、一、三八九人の立候補者から賛成を得た。総選挙の結果、鳩山内閣が成立したので、社会党議員団、労働者代表、けい肺対策委員らが西田労働大臣に第二回特別国会に法案提出の確約をとつた。

その後、紆余曲折はあったが、昭和三十年(一九五五)五月二十三日、政府は「けい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法案」を衆議院に上程した。七月一日には一部修正の上、衆議院を通過した。ところが参議院で審議は停頓してしまつた。そこで労組は七月二十日以降国会周辺の自治労会館前の広場に座りこみ、世論に現状を訴え、事態の推移によつてハンストを敢行することとした。こうした運動が功を奏して七月二十六日、衆議院案は無修正で参議院を通過した。

この時の参議院の社会労働委員長は炭労出身で社会党の阿具根登参議院議員（最近引退した）であって、昭和三十三年（一九五八）にけい肺特別保護法成立までの経過を中心に『けい肺保護』^(二二)という新書判の解説書を書いている。図3はその表紙である。

その後、珪肺だけでなく全ての鉱物性粉塵を対象として「じん肺法」に拡大され昭和三十五年（一九六〇）四月から施行された。

戦後、この運動の中心であった全鉱や炭労などはその後、政治闘争を主とするようになってきたため、全般的に労組側の運動は低調化して、^(二四、二五)全産業などが中心になるようになった。

いずれにしても職業病のなかで唯一の単独法である現在の「じん肺法」の前身の「けい肺法」は労働者自身の痛みとして労働組合が今では想像もできないような努力でかちとったものである。

おわりに

^(二六、二七)先に私は生野鉦山の徳川時代から廃山後の現在までの塵肺の推移についてふれた。徳川時代にも煙毒は多発してこの対策に幕府の代官所が苦勞したし、廃山後もなお塵肺者は発生しているのである。

本稿ではこうした事情のなかで友子同盟が共済的な働きをしたこと、明治以後になると労働組合が結成され、大正時代には全日本鉦夫総連合会の依頼で新人会の学生が「ヨロケ」の調査をしたこと、戦後は鉦山復興のなかで、労働組合幹部が、塵肺者保護のための「珪肺法」さらには「塵肺法」成立に情熱を傾けたことを記述した。もちろんその間、労働衛生学者や産業医達^(二八、三〇)が塵肺の疫学、病理の研究や予防などに努力してきたが、本稿では労働者自身がどのようにこの問題を取り上げてきたかを中心にとりまとめてみたのである。

労働省の資料^(三一)によると、昭和六十一年度（一九八六）に、明らかに業務が原因でおこった業務上疾病で、四日以上休業し

て労災保険の適用を受けた労働者数は一四、五四七で、このうち粉塵が原因でおこった「じん肺症及びじん肺合併症」は一、四七二で、負傷に起因する腰痛を除いて一番発生が多いのである。さらに療養する程ではないが、X線などに異常所見のある人がじん肺健診受診労働者二五一、八二二人中に三九、九二一人（一五・九%）もあるのであって、問題は今になっても解決しているわけではないし、石綿粉塵汚染は職場^(三)だけでなく、一般環境の問題にまで広がっていることも注目するべきであろう。

文 献

- (一) 三浦豊彦「中野先生と私」中野操先生傘寿祝賀記念特集『医譚』復刊第四九号、一三九、昭和五十二年（一九七七）
- (二) 三浦豊彦「医学と私」『日本医史学雑誌』三三卷四号、五一一～五一七、昭和六十二年（一九八七）
- (三) 三浦豊彦「鉱山労働の歴史（Ⅱ）友子同盟（通説衛生史その二五）」『労働科学』三八卷二二号、七一五～七三〇、昭和三七年（一九六二）
- (四) 農商務省鉱山局『友子同盟ニ関スル調査』大正九年（一九二〇）
- (五) 松島静雄『労働社会学序説』福村書店、昭和二十六年（一九五一）
- (六) 南俊治『明治以降日本労働衛生史』一六～一九、日本産業衛生協会、昭和三十五年（一九六〇）
- (七) 三浦豊彦「職業病としての煙毒・塵肺の歴史」第八〇回日本医史学会特別講演『日本医史学雑誌』二五卷二号、一三九～一五〇、昭和五十四年（一九七九）
- (八) 三浦豊彦「職業病としての煙毒・塵肺の歴史」『日本医師会雑誌』八二卷一〇号、一一六七～一一七四、昭和五十四年（一九七九）
- (九) MURA, Toyohiko: History of smoke inhalation disease and pneumoconiosis as occupational diseases. *Asian med J* 23(6), 367～381, 1980
- (一〇) 水瀬清二郎『坑夫』自家版、昭和八年（一九三三）
- (一一) 大山彦「友子同盟の研究」『社会学雑誌』三〇号、七八、昭和一年（一九二六）

- (一三) 社会医学研究会『医療の社会化』(社会医学叢書) 第一冊、同人社書店、大正十五年(一九二六)
- (一四) 社会局「抗夫ヨロケ病及ワイル氏病ニ関スル調査」『労働保護資料』第一輯、大正十三年(一九二四)
- (一五) 三浦豊彦『労働と健康の歴史』第三卷、一六四～一七〇、労働科学研究所、昭和十五年(一九八〇)
- (一六) 全日本鉱夫総連合会、産業労働調査所共著『ヨロケ病Ⅱ 鉱夫の早死はヨロケ病Ⅱ』産業労働調査所(『社会衛生叢書』第一冊) 大正十四年(一九二五)
- (一七) 三浦豊彦、前掲『労働と健康の歴史』第三卷、一八六～一九五
- (一八) 三浦豊彦「蘇原松次郎対談、鉱山いまむかし」(第二回)『労働の科学』二二卷一〇号、四四～五〇、昭和四十一年(一九六六)
- (一九) 三浦豊彦「八〇年代の訪問(四八) 戦後の全鉱連の珪肺闘争を聞く」『労働の科学』三九卷九号、三八～四四、昭和五十九年(一九八四)
- (二〇) 蘇原松次郎『「よろけ」病と闘う』自家出版、足尾町、昭和五十六年(一九八一)
- (二一) 暉峻義等ほか『労働科学』二四卷四・五号、珪肺特集号(一)、一～五五、昭和二十三年(一九四八)
- (二二) 能見修「けい肺法成立に至るわれらの苦闘」けい肺研究会編『けい肺法の解説』五二～五九、労働法令協会、昭和三〇年(一九五五)
- (二三) 水津利輔・畑昇・三浦豊彦鼎談「鉄鋼界にかけた半生」『労働の科学』一九卷一、二号、昭和二十九年(一九六四)
- (二四) 阿久根登『けい肺保護』日本炭鉱労働組合、昭和三十三年(一九五八)
- (二五) 全国窯業労働組合連合会『全窯連三〇年誌』全窯連、昭和五十四年(一九七九)
- (二六) 三浦豊彦「八〇年代の訪問(四七) 全窯連のじん肺闘争を岩田国夫書記長に聞く」『労働の科学』三九卷八号、四一～四五、昭和五十九年(一九八四)
- (二七) 三浦豊彦「生野鉱山の塵肺の歴史——一九世紀初頭から二〇世紀——第一部、徳川時代の生野銀山の煙毒」『労働科学』六三卷二、六号、昭和六十二年(一九八七)
- (二八) 三浦豊彦「生野鉱山の塵肺の歴史——一九世紀初頭から二〇世紀——第二部、明治時代から現代までの生野鉱山の煙毒・塵肺」『労働科学』六三卷八号、三八七～四〇九、昭和六十二年(一九八七)
- (二九) 佐野辰雄『日本のじん肺と粉じん公害』労働科学研究所出版部、昭和五十三年(一九七八)

- (三) 海老原勇『粉じんと健康障害―系統的な免疫疾患としての把握―』労働科学研究出版部、昭和六十一年(一九八六)
 - (三〇) 三浦豊彦『労働と健康の戦後史』第五章一三九～一八八『珪肺・塵肺の進展』労働科学研究出版部、昭和五十九年(一九八四)
 - (三一) 労働省労働基準局編『労働衛生のしおり』(昭和六十二年度)中央労働災害防止協会、昭和六十二年(一九八七)
 - (三二) 兵庫医科大学内科学第三講座「日本の石綿肺研究の動向」兵庫医科大学内科学第三講座、昭和五十六年(一九八一)
- (労働科学研究所)

History of security against miners' phthisis, pneumoconiosis by Tomoko Union and labour union

by Toyohiko MURA

“Tomoko” or “Tomoko-domei” was a kind of guild of miners which focused on the promotion and maintenance of technical standards and mutual aid for miners. These unions were organized in many gold, silver and copper mines in Japan in the time of the Tokugawa Shogunate. “Tomoko” played a significant role in mutual aid, especially with regard to accidents and occupational diseases such as miners’ phthisis and pneumoconiosis. In 1867, the Shogunate government was dissolved and the Meiji government took its place. But social security for miners was still insufficient in the early stage of the 20th century so that the organization of “Tomoko” spread among workers in metal mines, coal mines and public works. These unions lost their vigor thereafter along with the development of the social security system and they had evaporated entirely by World War II. A booklet was published in 1925 by the Confederation of All Japan Mining Workers Unions and the Industrial Labour Research

Institute. The title of this booklet was "Staggering Disease—The premature death of miners is caused by the staggering disease". "Staggering disease" refers to silicosis or pneumoconiosis. The year 1945 saw the end of the war. In Ashio Town, where the Ashio Mine is located, a "Mass Meeting of the Town People for the Restoration of the Mine" was held on June 8, 1946. A man named M. Sohara suddenly appealed for a work place without the fear of the silicosis to be created for the rehabilitation of Japan, and he also demanded compensation by the government for silicosis patients. He was a member of the Ashio Mine Labour Union. No mining activities could be restored without considering his request, he asserted. The Silicosis Act was, however, not smoothly enacted, due to opposition from industry and mining company management and it only passed the Japanese Diet in 1955. Ten years had been required for the enactment of this Act since the Ashio Town Mass Meeting resolved to eliminate silicosis. The more comprehensive Pneumoconiosis Act was enacted on March 31, 1960.